

セイコーエプソン株式会社

所在地：諏訪市大和
事業内容：製造業
労働者数：12,017名（男9,992名、女2,025名）



1. 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成24年4月1日～平成28年3月31日
- (2) 行動計画の内容
 - ① 当社の次世代育成支援に関する制度の社内周知を行う
 - ② 男性の育児参加を促進する
 - ③ メリハリのある働き方を推進する
 - ④ 誰でも安心して子供を育てられる環境を作る
 - ⑤ その他
(仕事と家庭の両立のための情報提供、ライフステージ、ライフプランに沿った研修の企画)

2. 目標に対する取組結果

- ① 出産育児に関する社内ホームページ更新。
社内ホームページに当社の次世代育成支援に関する制度と、職制の理解を促進させる内容（母性健康管理マニュアル）を掲載。
- ② 男性向けにマザーネット利用を再度PR。
労使委員会および分科会で、育児休職中の在宅勤務の検討。男性への適用拡大を視野に入れたトライアルの実施。
- ③ 定時退社日には、空調を切る、放送などを流し帰宅を促す。
- ④ 妊娠届（コミュニケーションカード）制度の導入。妊産婦の母性を守るため法律と配慮事項を確実に上司に伝えることとした。
女性従業員にアンケートを実施、出産育児期に必要な支援の検討。
ベビーシッターサービスを月16時間まで無償で利用できる制度の導入。また、自宅に他人が入ることに抵抗がある従業員向けにキッズルームの設置。
- ⑤ 取締役と女性従業員との対話会を実施、その様子を社内報で周知。
育児期の在宅勤務を労使で検討開始。
社内ホームページにて、在宅ケアサービス制度の紹介と利用事例の掲載。
30歳前後を対象に、ライフプラン研修トライアルの実施。

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 育児休業取得者 49名 育児目的の休暇取得者 38%
<女性> 育児休業取得者 209名（出産した女性労働者 214名、育児休業取得率 97%）

4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）
小学校6年生までの子を養育する従業員に対し、在宅ケアサービス16時間まで全額補助
小学校就学後の4月末までの子を養育する従業員に対し、育児短時間勤務措置を実施
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準8）
 - ① 所定外労働の削減措置
働き方労使委員会により長時間労働者のリストアップ、労使による見守りを行った。
 - ② 年次有給休暇の取得促進措置
一斉年休2日間の設定等、各種取組により平均年休取得日数11日を達成。
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置
失効年次有給休暇積立（健やか休暇）制度。
育児休業期間中の在宅勤務（行動計画期間中はトライアル H28年4月以降育児期の在宅勤務としてトライアル制度化を予定）
- (3) 出産した女性の継続就業率（特例認定基準9） 97%
- (4) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組（特例認定基準10）
管理職向け講演会の実施。
ビジネスリーダー研修（女性従業員の対象者枠を男性従業員よりも広げる）。